

## 公益通報とは？

本学における組織または教職員等について、法令や規程などに違反し、または違反するおそれのある行為が生じていることを相談することをいいます。

ただし、他人をおとしめようとする目的での、虚偽、他人の誹謗中傷、噂に基づくものや信頼性のないものは受け付けておりません。

## 受付窓口

ホームページ掲載の「通報受付シート」により、必要事項を記入の上、下記にお送りください。

なお、氏名等の記入がない通報については、客観的な証拠がないと受付できない可能性があります

## 学内窓口

横須賀キャンパス総務課

平日 8:30～17:15（日祝日、年末年始除く）

電話 046-828-2536


郵送 〒238-8522 横須賀市平成町1-10-1

FAX 046-828-2501

E-mail koueki@kuhs.ac.jp

## 学外窓口

（今後、神奈川県弁護士会に依頼し設置予定です）



法令や規則違反  
を防ぐために

公益通報制度のご案内

# 通報できる方

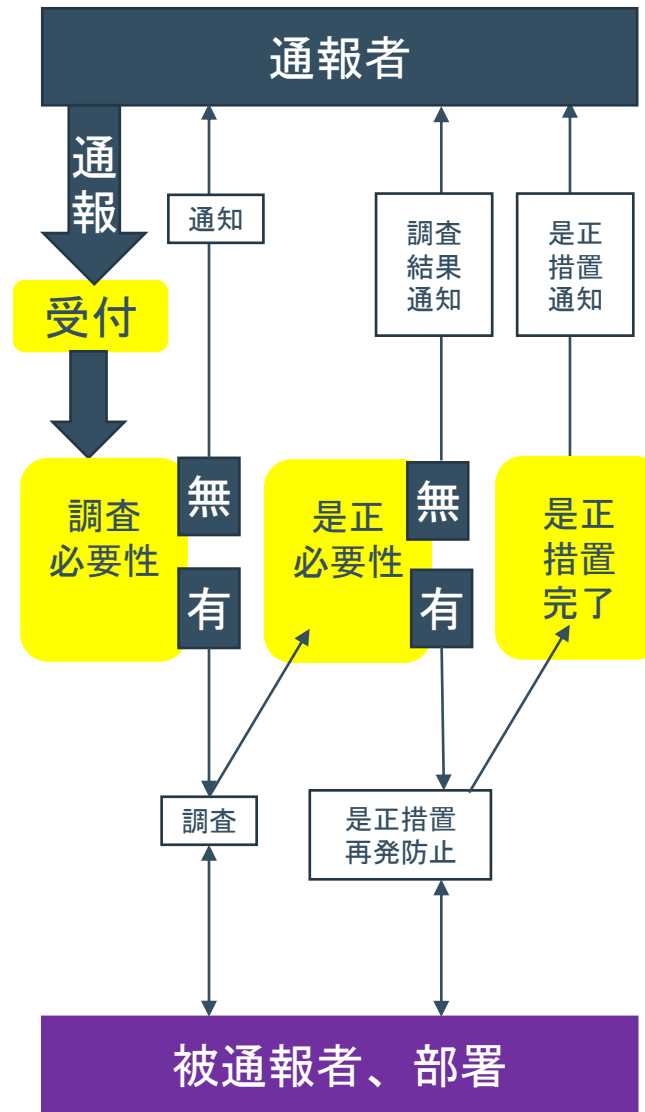
- 本大学の役員および教職員（名称の如何を問わず本法人と雇用関係を有する方を含みます）※退職者含む
- 本大学の施設で勤務する派遣労働者および業務委託先の労働者 ※退職者含む
- 本大学が設置する大学等の学生など

# 通報者を不利益な行為から保護します

通報者は通報を行ったことを理由として、解雇、労働者派遣契約の解除、その他の不利益な取扱い（降格、減給、派遣労働者の交代を求めること、処分、損害賠償請求等）および嫌がらせを受けることはありません。万一、不利益な取扱いを受けている旨の連絡が通報者からあった場合には、調査のうえ、本法人はその行為者に対してその行為を中止させ、また可能な限りにおいて過去に遡及して解消させます。また、その行為者が教職員の場合は、本法人の学内規定を適用し所定の手続きを経て、処分の検討を行います。役員もこれに準じます。

# 秘密を守ります

調査等の対応上必要最小限の範囲での開示または共有を行う場合を除き、通報者の氏名や所属等、個人が特定されうる情報、通報内容、調査等の内容および調査等の結果等を他に開示することはありません。



# 公益通報の流れ

「不正かな？」と思ったら  
ひとりで悩まずに  
ご連絡ください

# 通報の対象

県立保健福祉大学（以下、「本大学」という）の業務や組織または理事・教職員に法令や規程違反行為が生じている、またはまさに生じようとしていることについて、本法人の「受付窓口」に行う通報が対象となります。

ただし、「ハラスメントに関する相談」、「授業など教育活動に関する事案」および「研究活動上の不正行為に関する通報」は当制度とは別の取り扱いとなります。